

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

平成22年3月 3日（告示第 395号）一部改正

平成24年8月10日（告示第2005号）一部改正

平成29年6月28日（告示第1011号）一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の3.5.4から3.5.9までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定により行われる再審査において、同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第2項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものにあっては、動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の3.5.7.1に規定するところにより試験を行うものとする。